

証券会社の数の推移

	社 数		社 数
6年3末	268社 (220)	11年1末	288 (231)
7年3末	282 (230)	11年2末	290 (233)
8年3末	285 (231)	11年3末	288 (231)
9年3末	288 (232)	11年4末	282 (225)
10年3末	294 (235)	11年5末	282 (225)

- (注) 1. 証券業協会調べ。  
 2. 全証券会社数。  
 3. ( ) は国内証券会社数で内書。

## 国内一般証券会社の11年3月期決算の概要 (会社規模別)

(単位：億円、%)

区 分	大 手 3 社				準 大 手 ・ 中 堅 1 9 社				そ の 他			
	11.3期	前期比	10.3期	9.3期	11.3期	前期比	10.3期	9.3期	11.3期 (182社)	前期比	10.3期 (183社)	9.3期 (182社)
営 業 収 益	8,254	104	7,960	10,149	5,139	101	5,102	5,304	2,670	92	2,889	3,371
受入手数料	5,175	96	5,373	7,227	3,721	98	3,778	3,997	1,988	93	2,143	2,604
(委託手数料)	1,982	79	2,516	3,161	1,729	81	2,141	2,487	1,515	88	1,721	2,150
売買等損益	1,830	224	817	1,479	1,013	123	823	877	373	102	367	295
営 業 費 用	7,686	98	7,872	8,158	4,947	89	5,542	5,755	3,274	95	3,451	3,815
経 常 損 益	538	717	75	1,991	195	-	377	407	612	-	547	423
当 期 損 益	5,421	-	822	4,691	965	-	909	701	269	-	660	478

(注) 1. 日本証券業協会調べ。

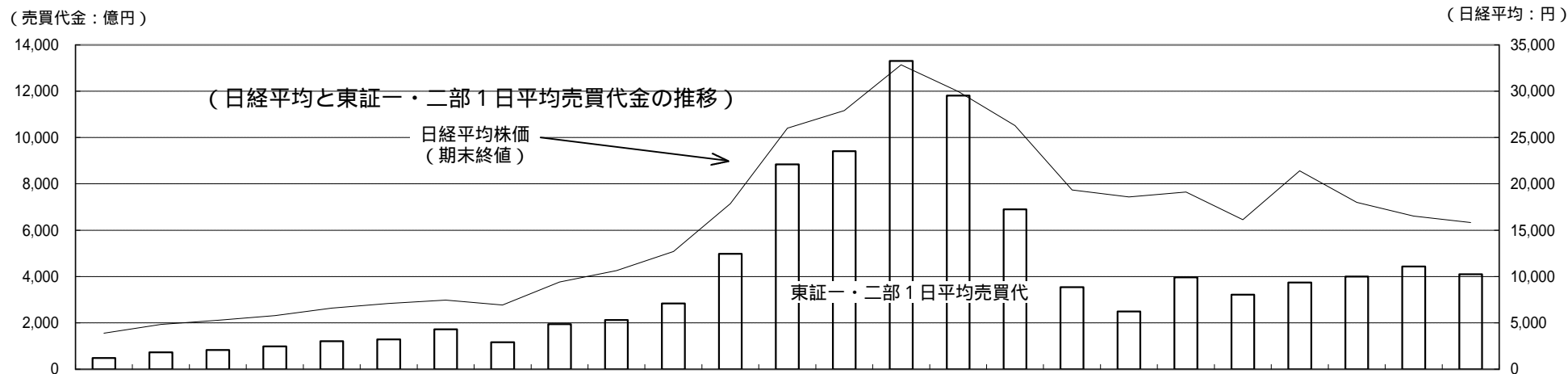
2. 大手3社：野村、大和、日興

準大手・中堅19社：新日本、勸角、和光、国際、岡三、コスモ、山種、第一、東京、太平洋、ユニバーサル、  
明光ナショナル(旧明光)、東海丸万、丸三、東洋、水戸、一吉、光世、高木

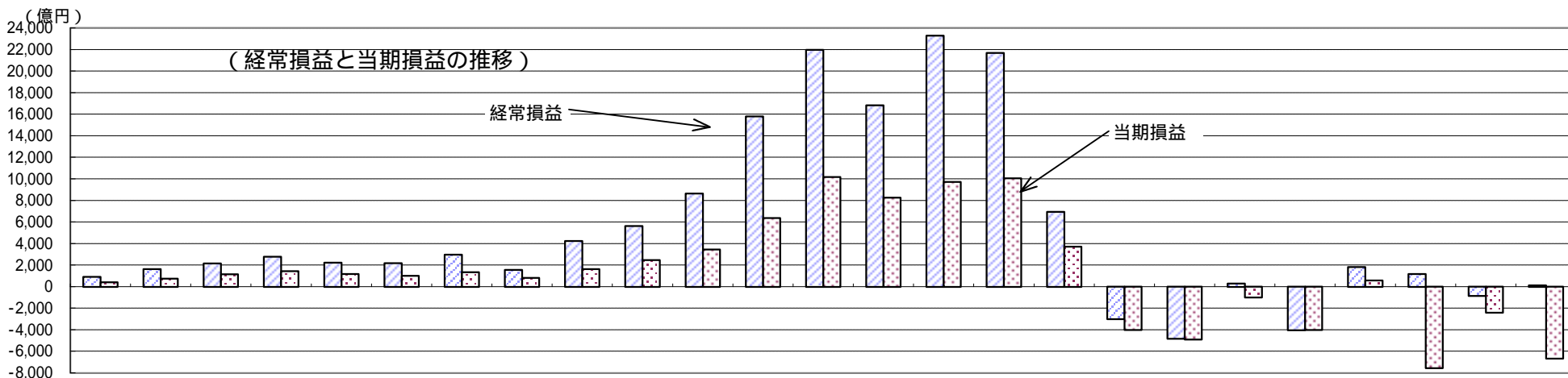
3. 9.3期は山一証券及び三洋証券を除いている。

資料10 - 1 - 3 株式市況の動向と経営状況の対比

株式市況の動向と経営状況の対比



	50.9期	51.9期	52.9期	53.9期	54.9期	55.9期	56.9期	57.9期	58.9期	59.9期	60.9期	61.9期	62.9期	63.9期	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期
売買代金	482	730	826	987	1,209	1,283	1,723	1,161	1,944	2,123	2,839	4,982	8,847	9,413	13,311	11,810	6,904	3,542	2,495	3,964	3,216	3,741	3,992	4,437	4,096



	50.9期	51.9期	52.9期	53.9期	54.9期	55.9期	56.9期	57.9期	58.9期	59.9期	60.9期	61.9期	62.9期	63.9期	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期
経常損益	892	1,623	2,152	2,764	2,229	2,179	2,956	1,549	4,222	5,612	8,631	15,783	21,971	16,812	11,639	21,675	6,928	-3,007	-4,827	280	-4,020	1,802	1,155	-849	121
当期損益	396	732	1,132	1,426	1,157	995	1,332	812	1,632	2,469	3,429	6,350	10,172	8,249	4,856	10,039	3,708	-3,995	-4,888	-985	-4,002	575	-7,541	-2,392	-6,656

(注) 1. 国内一般証券会社(銀行等証券子会社、特殊証券会社、外国証券会社及び営業休止中の証券会社を除く)ベース。  
 2. 元年3月期については、棒グラフでは実績を2倍した。

### 証券会社の自己資本規制の骨格

- ・ 証券会社の総合的なリスク管理を図るため、平成2年4月に導入。
- ・ ルールの明確化等の観点から、平成4年7月に法令レベルに格上げ。
- ・ 平成10年12月、金融システム改革において、証券会社の早期是正措置のとしての位置付けを明確化（今年度より四半期毎の公表を義務付け）。
- ・ 平成11年6月、過去の経験等を踏まえたリスク算定方法等の見直し。

自己資本規制比率

$$\frac{\text{自己資本}-\text{固定資産等}}{\text{リスク相当額}} \times 100$$

・ リスク相当額 = 市場リスク相当額 + 取引先リスク相当額 + 基礎的リスク相当額

・ リスクの種類

- ① 市場リスク …… 保有資産の価格変動等によるリスク  
(eg 東証一部上場株券…時価の12%)
- ② 取引先リスク …… 取引相手方の契約不履行等による損失リスク
 

与信相当額×リスクウエイト

⇒ 金融機関	1. 2%	or	5%
事業法人	6%	or	25%
- ③ 基礎的リスク …… 経常費用の支払い、事務ミス等証券会社が日常的な業務を行って  
いくうえで留意すべきリスク  
(直近1年間の営業費用の3ヵ月分)

早期是正措置

- ① 自己資本規制比率が140%以下となった場合（命令）
  - ・ 直ちに当局へ報告、財産の状況を説明
- ② 自己資本規制比率が120%未満となった場合（法律）
  - ・ 具体的改善計画の提出・実行
  - ・ 投資者保護のため必要な場合 → 業務改善命令
- ③ 自己資本規制比率が100%未満となった場合（法律）
  - ・ 投資者保護のため必要な場合 → 3ヵ月以内の業務停止命令
  - ・ 3ヵ月経過後も回復の見込みがない場合 → 登録取消し

## 証券会社の自己資本規制の主要な改正点について

### 1. 自己資本関連

現行ルールにおける自己資本の補完的項目について、劣後ローンに加え、劣後社債も追加し、証券会社の自己資本充実策を追加する。

### 2. 市場リスク関連

- (1) 各有価証券のリスクウエイトを見直し、適正化を図る（指定国以外の債券、投資不適格の債券のリスクウエイトを引き上げる。）。
- (2) 未上場有価証券について、従来の簿価に代えて時価評価により市場リスク相当額を算定する。
- (3) 有価証券の価格に所定のリスクウエイトを乗じる現行の方式に加え、次の新たなリスク算定方式を選択肢として導入する。
  - (イ) 分解法（銀行の「標準的方式」や英国のルールに近い規定。有価証券等の市場リスクを株式リスク、金利リスク、為替リスク、コモディティ・リスクの4つに分け、さらに、それぞれについて当該リスクを一般市場リスクと個別リスクに分解し、最後に足し合わせる方式）
  - (ロ) 内部管理モデル方式（証券会社が日々市場リスク管理を行なっている方式）

### 3. 取引先リスク関連

- (1) 債務保証予約及び貸付有価証券等、現行ルールにおいてリスク算定の対象となっていない与信行為をリスクに算入する。
- (2) 有価証券店頭デリバティブ取引（注）について、法的に有効なネットティングを認める。

（注）昨年金融システム改革の実施により、新たに証券会社に認められた、証券取引所のルールによらない有価証券関連のデリバティブ取引。
- (3) 現行ルールにおいて、取引先の業態に応じて一律となっているリスクウエイトについて、取引先が一定の格付を取得しているか否かに応じた区分を設けるなど、リスクウエイトの改訂を行う。

（現行）		（改正案）	
金融機関	2%	→ 投資適格	1.2%
		投資不適格	5%
一般事業法人	10%	→ 投資適格	6%
		投資不適格	25%

## 弊害防止措置の見直しについて

標記のことについて、以下のような改正を行うこととした。  
 なお、施行日は4月1日（「親法人等となる者、子法人等となる者」については10月1日）とする。

見直し項目（根拠条項）	改正内容
命令第12条第4号 [共同訪問の禁止]	削除
命令第12条第7号 [引受証券の親会社・子会社への売却制限]	緩和 (顧客への転売を目的とする売却は適用除外とする。)
命令第12条第8号 [非公開情報の授受の禁止]	緩和 (顧客の書面による包括同意があった場合は適用除外とする。)
命令第12条第9、10号及びガイドライン7-3(2)、(3) [証券子会社の主幹事制限]	削除
命令第12条第11号及びガイドライン7-3(4) [店舗等の共用制限]	削除 (但し、店舗の独立の態様の維持並びにコンピュータ及びディーリング・ルームの共用禁止を命令に規定する。)
ガイドライン7-3(1) [共同マーケティングの禁止]	削除 (但し、別途個人顧客への共同訪問にあたっては、別法人であること等についての開示義務を規定する。)
証券会社に関する命令第16条、第19条 [親法人等となる者、子法人等となる者]	
親法人等となる者（子法人等となる者についても同様に措置）については、合算すべき株式等の所有者として、当該法人等が資本関係又は人的関係を通じて経営を支配している法人等（被支配法人等）及び当該法人等を資本関係又は人的関係を通じて経営を支配している法人等（支配法人等）〔（被）支配法人等に対し（被）支配法人等に相当する者は（被）支配法人等とみなす〕を追加する。	

命令 --- 「証券会社の行為規制等に関する命令」  
 ガイドライン --- 「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」

※ その他親子間の収入制限、職員のプロパー化比率、給与差額補填等の禁止は廃止する。  
 また、別法人であることの開示義務については命令において規定する。

資料10-1-6 山一証券問題の経緯

山一証券問題の経緯

- 9年11月24日 山一証券、自主廃業に向けた営業休止を発表  
大蔵省、山一証券に対して業務方法、財産管理について必要な命令を発出
- 9年11月25日 証券取引等監視委員会、大蔵省大臣官房金融検査部が特別検査開始
- 10年1月31日 国内19店舗廃止
- 10年2月28日 国内57店舗廃止
- 10年3月20日 証券取引等監視委員会、山一証券及び元会長ら3名を粉飾決算容疑で東京地検に告発
- 10年3月31日 山一証券、全店舗閉鎖、全従業員解雇  
(清算業務に必要な社員を嘱託職員として再雇用)
- 10年4月2日 証券取引等監視委員会による勧告、及び検査部による簿外債務の状況等の公表
- 10年4月16日 山一証券、社内調査報告書を発表
- 10年6月1日 山一証券、10年3月期決算を発表、債務超過(▲225億円)となる
- 10年6月26日 山一証券の株主総会、解散決議は出席株主が定足数に足らず不成立
- 10年11月12日 山一証券、旧役員(9人)に対し損害賠償訴訟を提起
- 11年6月1日 山一証券、東京地方裁判所に破産申立て
- 11年6月2日 東京地方裁判所から破産宣告  
山一証券、最終的な債務超過見込額(▲1602億円)を発表

資料10－2－1 証券投資信託委託業者数の推移

証券投資信託委託業者数の推移

	社 数		社 数
6年12末	28社	11年1末	58社
7年12末	34	11年2末	61
8年12末	39	11年3末	65
9年12末	44	11年4末	66
10年12末	58	11年5末	68



資料10-2-2 投資顧問業者の登録及び投資一任業務の認可状況

投資顧問業者の登録及び投資一任業務の認可状況  
(平成11年5月末現在)

(財務局別)

財務局	登録業者数	うち投資一任業者数
関東財務局	500	123
近畿 "	38	2
東海 "	26	3
北海道 "	3	1
東北 "	0	0
北陸 "	2	1
中国 "	2	1
四国 "	3	0
九州 "	3	0
福岡財務支局	4	1
沖縄総合事務局	0	0
合計	581	132

(系列別)

系列	登録業者数	うち投資一任業者数
証券系	23	15
銀行系	26	26
生保系	14	13
損保系	13	9
信託系	5	5
外資系	243	55
その他系列	8	1
独立系	249	8
合計	581	132

(一任業者を除く助言業者 449)

認可の状況（平成10年7月～11年5月）

認可年月日	業者名	系列
平成10. 8. 31	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・ジャパン投資顧問(株)	外資系（米国）
10. 9. 30	ウェリントン・インターナショナル・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	外資系（米国）
10. 9. 30	コスモ投信投資顧問(株)	証券系
10. 9. 30	ステート・ストリート投信投資顧問(株)	外資系
10. 11. 24	ウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信(株)	外資系（米国）
10. 11. 24	エービーエヌ・アムロ・アセット・マネジメント投信(株)	外資系（オランダ）
10. 11. 30	コマースナル・ユニオン投資顧問(株)	外資系（英国）
11. 2. 18	シーディーシー・アセット・マネジメント・ジャパン(株)	外資系（フランス）
11. 2. 18	日商岩井投資顧問(株)	その他
11. 2. 18	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント(株)	外資系（米国）
11. 3. 25	ひまわり投資顧問(株)	独立系
11. 3. 25	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッド	外資系（米国）
11. 4. 22	アイルランド銀投資顧問(株)	外資系（アイルランド）
11. 5. 27	さわかみ投信(株)	独立系

投資一任業務廃業業者（平成10年7月～11年5月）

登録抹消日	廃業日	投資一任業者名	摘要
平成10. 7. 10	平成10. 6. 30	十六投資顧問(株)	廃業
10. 7. 15	10. 7. 1	ニッセイ投資顧問(株)	ニッセイ投信と合併
10. 8. 4	10. 7. 1	マーキュリー投資顧問(株)	メルリン投信投資顧問(株)と合併
10. 8. 4	10. 7. 31	西友投資顧問(株)	廃業
10. 8. 4	10. 7. 1	ドラスナー・アールシーエム投資顧問	廃業
10. 10. 9	10. 9. 1	エル・ジー・ティー投信・投資顧問(株)	インバスコ投信投資顧問(株)と合併
10. 10. 2	10. 9. 28	菱信投資顧問(株)	廃業
10. 10. 2	10. 9. 30	ダイエー投資顧問(株)	廃業
10. 10. 29	10. 10. 1	ディーアンドシー キャピタル マネージメント(株)	コスモ投信投資顧問(株)と合併
10. 12. 11	10. 11. 30	シティ投資顧問(株)	廃業
10. 12. 14	10. 12. 1	立花投資顧問(株)	廃業
11. 1. 25	11. 1. 11	阿波銀投資顧問(株)	廃業
11. 1. 28	11. 1. 14	紀陽銀投資顧問(株)	廃業
11. 4. 7	11. 3. 31	道銀投資顧問(株)	廃業
11. 4. 12	11. 3. 31	第四投資顧問(株)	廃業
11. 4. 14	11. 4. 1	あさひ投資顧問(株)	あさひ東京投信(株)と合併
11. 4. 15	11. 4. 8	西銀投資顧問(株)	廃業
11. 4. 21	11. 3. 31	共同投資顧問(株)	廃業
11. 4. 28	11. 4. 1	住銀投資顧問(株)	大和投資顧問(株)と合併
11. 5. 13	11. 4. 20	ナショナル投資顧問(株)	
11. 5. 13	11. 4. 1	日興国際投資顧問(株)	日興証券投資信託委託(株)と合併